

## 平成26年第5回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年9月8日(平成26年8月27日告示)  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 議 平成26年9月19日(金) 午前10時30分  
 閉会 午前11時42分

### 4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

### 5. 不応招議員 なし

### 6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

### 7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

### 8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長補佐	渡邊 庸子
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	河野 義則
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 讓	農業委員会長	田中 正規		

### 9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

### 10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

#### 11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文

#### 12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成26年第5回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成26年9月19日(金) 午前10時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願の委員長報告

請願第4号 「地方財政の充実・強化」を求める請願

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

日程第4 議案の討論、採決

議案第91号 平成25年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第93号 平成25年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第94号 平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第95号 平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第96号 平成25年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第97号 平成25年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第98号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第99号 邑南町福祉事務所設置条例の一部改正について

議案第100号 邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正について

議案第101号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議案第102号 工事請負契約の締結について

議案第103号 町道路線の廃止について

議案第104号 町道路線の認定について

議案第105号 邑南町「男女共同参画推進の町」を宣言することについて

議案第106号 平成26年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第107号 平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第108号 平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第109号 平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第110号 平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第111号 平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第112号 平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第6 議員派遣について

平成26年第5回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

平成26年9月19日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番 日野原議員、11番 清水議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 請願の委員長報告

- 議長(山中康樹) 日程第2、請願の委員長報告を議題といたします。本議会定例会において、

請願第4号、地方財政の充実、強化を求める請願が、総務常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。亀山総務常任委員長。

(委員長登壇)

- 亀山総務常任委員長(亀山和巳) 請願審査の報告をいたします。報告は、報告書の朗読によって代えさせていただきます。平成26年9月19日、邑南町議会議長山中康樹様、総務常任委員会委員長亀山和巳、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について、受理番号請願第4号、付託年月日、平成26年9月8日、審査の結果、採択でございます。委員会の意見、この請願は、邑南町職員連合労働組合委員長田村成生氏から提出された請願書であり、地域住民に直結した行政サービスを行う地方自治体の安定した財源確保のため、地方交付税算定の改善等を求めるというものであります。審査会議に請願者の出席を求め、請願趣旨等の詳細を聴取した後、審査、協議をしました。本町においては必要な行政サービスの維持、継続のために、安定的かつ本町の実情に見合った財源確保が重要であることに鑑み、地方財政の充実強化を政府に求めていくことは必要なことであるとして、請願を採択し、政府に意見書を送付すべきであると全会一致で決しました。措置、願意に沿い関係機関に意見書を提出することが適当である。以上でございます。

- 議長(山中康樹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 議長(山中康樹) これより、討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。始めに、反対討論はありませんか。

(なし)の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。請願第4号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、請願第4号、地方財政の充実、強化を求める請願につきましては、委員長報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 陳情の委員長報告

- 議長(山中康樹) 日程第3、陳情の委員長報告を議題といたします。本議会定例会において、陳情第1号、手話言語法を求める意見書の提出を求める、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情が、教育民生常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。石橋教育民生常任委員長。

(委員長登壇)

- 石橋教育民生常任委員長(石橋純二) 陳情審査の報告をさせていただきます。平成26年9月19日、邑南町議会議長山中康樹様、陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をします。記、陳情審査報告について、受理番号陳情第1号、付託年月日、平成26年9月8日、件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情、審査結果、採択でございます。委員会の意見、この陳情は島根県ろうあ連盟連盟長廣戸勉氏から提出されたものである。陳情の要旨は聴覚障害者にとって手話はコミュニケーションの手段として大切に守られてきたが、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別をされてきた長い歴史があった。しかし、2006年に採択された国連の障害者権利条約には、かっこ、手話は言語である、かっこ、であることが明記されました。このことを受け2011年に政府は国内法の整備を進め、改正された障害者基本法第3条に、かぎかっこ、全て障害者は、可能なかぎり、言語、かっこ、手話を含む、かっこ、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される、かぎかっこ、と定めた。聴覚障害のある子どもが手話を学び、自由に使えるよう、さらに手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした、かぎかっこ、手話言語法、かぎかっこの制定を求めるものである。委員会の意見は異論なく陳情の申し出どおり、関係機関に意見書を提出することで全員一致いたしました。措置、願意に沿い関係機関に意見書を提出することが適当である。以上でございます。

- 議長(山中康樹) えー、配られております陳情審査報告書でございますが、請願審査報告書となっておりますが、委員長は陳情審査報告書と述べましたので、この文章の違いを訂正をいただきます。以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(山中康樹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。陳情第1号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、全員賛成、したがって、陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、委員長報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長(山中康樹) 日程第4、議案の討論、採決に。採決。これより、議案の討論、採決に入ります。

始めに、議案第91号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第91号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第91号平成25年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第92号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第92号平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第93号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第93号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第93号平成25年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第94号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第94号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第95号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第95号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第95号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第96号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第96号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第96号平成25年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第97号に対する討論に入ります。始めに、反対討

論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第97号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第97号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第98号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第98号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第98号邑南町町営バス条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第99号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第99号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第99号邑南町福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第100号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第100号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第100号邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第101号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第101号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第101号邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第102号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第102号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第102号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第103号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第103号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第103号町道路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第104号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第104号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第104号町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第105号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1

05号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第105号邑南町男女共同参画推進の町を宣言することにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第106号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(山中康樹) 賛成多数、賛成多数、したがって議案第106号平成26年度邑南町一般会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第107号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第107号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第107号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第108号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第108号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第108号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第109号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第109号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第109号平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第110号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第110号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第110号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第111号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第111号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって議案第111号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第112号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第112号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって議案第112号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました

- 議長(山中康樹) ここで、休憩に入らせていただきます。再開は午前11時5分とさせていただきます。

(追加日程の配布)

—— 午前10時54分 休憩 ——

—— 午前11時 6分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(山中康樹)** 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、亀山議員他6名の議員の方から発議第5号、石橋議員他7名の議員の方から発議第6号、大屋議員他6名の議員の方から発議第7号が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、発議第5号、発議第6号及び発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹)** 追加日程第1、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。はじめに、発議第5号地方財政の充実、強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。13番、亀山議員。

(議員登壇)

- 亀山議員(亀山和巳)** 意見書の提出について説明いたします。発議第5号、平成26年9月19日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者邑南町議会議員亀山和巳、賛同者邑南町議会議員清水優文、同三上 徹、同漆谷光夫、同宮田博、同和田文雄、同大和磨美。地方財政の充実強化を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由ですが、これは先程、請願審査の報告をいたしましたように邑南町職員連合労働組合の方から、意見書の提出を求める請願がありました。これを協議しました結果、邑南町独自の状況も加味し、あの、意見書を作成いたしました。それでは、意見書案を、意見書を朗読いたします。地方財政の充実強化を求める意見書、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しているにもかかわらず、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に関わる固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方財源を確立することはきわめて重要です。また、平成の大合併により誕生した自治体では、交付税算定の特例期間終了時期を迎え、今後の住民サービスへの影響、さらには地方の存続さえ懸念されます。とりわけ、合併により面積が大きく拡大した本町のような自治体では、住民生活に直結した行政機能の維持に多額の経費が必要となっています。平成26年度から支所費に対する交付税措置が拡充されたものの、消防、防災対策費や地域づくりの拠点であり災害時の避難所としての機能も有する公民館費、災害復旧費、公共交通対策費等、決算と交付税算定額の乖離が生じている経費もあることから、地域の財政需要の実態を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額確保の対策が引き続き必要です。以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な財政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針で一方向的に決めるのではなく、国と地方の十分な協議のもとに決定することを政府に強く求めます。2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目標の実現のため、地方公務員の臨時給与減

額に係わる地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治体の本旨からみて、容認できるものではありません。地方交付税は地方固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方財政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議の上で、そのあり方や総額について決定されなければなりません。さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しております。また、平成の大合併により誕生した自治体では、交付税算定の特例終了時期を控え、住民サービスへの影響が懸念されており、とりわけ、合併により

●議長(山中康樹) 暫時休憩といたします。

—— 午前11時12分 休憩 ——

—— 午前11時13分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 失礼しました。朗読を続けます。とりわけ、合併により面積が大きく拡大した本町のような自治体では、支所機能の維持をはじめ消防防災対策など住民生活に直結した行政機能の維持が困難となることが予想されます。小規模自治体に配慮した段階補正の強化を図り、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月19日、邑南町議会、意見書の提出先であります。敬称を略させていただきます。内閣総理大臣安倍晋三、財務大臣麻生太郎、総務大臣高市早苗、経済産業大臣小淵優子、内閣官房長官菅義偉、内閣府特命担当大臣経済財政政策担当甘利明、地方創生担当大臣石破茂、以上でございます。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●議長(山中康樹) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって発議第5号地方財政の充実、強化を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第6号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。14番、石橋議員。

(議員登壇)

●**石橋議員(石橋純二)** 発議第6号の説明をいたします。平成26年9月19日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者邑南町議会議員石橋純二、賛成者邑南町議会議員中村昌史、同邑南町議会議員辰田直久、同邑南町議会議員漆谷光夫、同邑南町議会議員宮田博、同邑南町議会議員平野一成、同邑南町議会議員瀧田均、同邑南町議会議員大和磨美。手話言語法制定を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。提案理由でございますが、先程申し述べましたように、国際法でも手話は言語として認められております。国内法も整備されておるところでございますが、手話を言語として、普及、研究することができる環境整備の、向けての目的とした手話言語法の制定を求めるものであります。別紙手話言語法制定を求める意見書を朗読させていただきます。手話とは、日本語を音声だけでなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聴覚障害者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。2006年、かっこ、平成18年、かっこ、ねん12月、国連総会において、かぎかっこ、障害者権利条約、かぎかっこが採択され、2008年、かっこ、平成20年、発効された。同条約第2条には、かぎかっこ、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。かぎかっこ、と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。政府は2009年、かっこ、平成21年度に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、2011年、かっこ、平成23年8月に改正された、かぎかっこ、障害者基本法、かぎかっこの第3条には、かぎかっこ、全て障害者は、可能なかぎり、言語、手話を含む、かっこ、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される、かぎかっこ、と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。さらに、同法第22条は国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。これらのことから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す、かぎかっこ、手話言語法、かぎかっこを、早期に制定し広く国民に周知し、自由に手話が使え社会環境を整備することを国に対して強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月19日、島根県邑南町議会、意見書の提出先でございますが、衆議院議長伊吹文明、参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、総務大臣高市早苗、文部科学大臣下村博文、厚生労働大臣塩崎恭久、内閣官房長官菅義偉、以上でございます。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●**議長(山中康樹)** これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(山中康樹)** はい全員賛成、したがって発議第6号手話言語法制定を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第7号、中山間地域の農業振興のための適切なコメ政策を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。8番、大屋議員。

(議員登壇)

●**大屋議員(大屋光宏)** 発議第7号について説明をいたします。平成26年9月19日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者邑南町議会議員大屋光宏、賛成者邑南町議会議員日野原利郎、同三上徹、同辰田直久、同和田文雄、同平野一成、同瀧田均。中山間地域の農業振興のための適切なコメ政策を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由です。産業建設常任委員会では今般の米価の大幅な下落は地域農業者に与える影響が大きいことから、9月16日に委員会を開き今後の地域農業のあり方について、調査研究を行いました。本町のような中山間地では水路などの農業基盤を維持するためには、多くの農業者が必要であり、小規模な農業者にもやりがいを持って農業に取り組むことができる施策を展開することが重要です。中山間地域の特性を踏まえ、多くの農業者が共存できる農業振興するため国へ適切なコメ政策の実施を求めるものです。詳細につきましては意見書を朗読させていただきます。別紙をお願いいたします。中山間地域の農業振興のための適切なコメ政策を求める意見書、26年産の米価は想定を上回る大きな下落となり、本町をはじめ生産目標数量を守っている農業者にとっては、大幅な収入減少となり納得のいかない受け入れ難い状況となっている。中山間地域の稲作は、水路、農道の維持及び鳥獣害対策などにおいて農業者の共同作業により成り立つ部分が大きく、多くの小規模農業者の存在なくして、大規模な効率的な経営体を育成することはできない。国は、認定農業者など大規模農業者への所得補償を中心とした施策に移行しているが、中山間地では、支援の対象とならない小規模農業者もやりがいを持って稲作に取り組んでもらえる施策を行うことが、農業振興においても国土保全と地域の活力を維持するうえでもたいへん重要である。中山間地域の農業振興のため、多くの農業者が共存できるよう下記のとおり適切なコメ政策を講じることを強く求める。記、1、価格と需要供給の関係から見て、米の消費と価格が同時に下がり続けている近年の状況は異常である。正常な市場状態となり、生産意欲が持てる適正な米価水準が維持されるよう必要な対策を講じること。2、過剰在庫の一因は、需給調整を守らない過剰作付けである。米価の低下及び円安の進行により、日本のコメは国際競争力が増している。大規模生産者のコメの輸出を支援するなど新規市場を開拓することにより、国内の需給バランスを維持する施策を講じること。3、飼料米は、食用との混粒防止のための対策に大きな労力を要する。中山間地域の多くの生産者が取り組めるよう、施設整備などの支援策を講じ

ること。4、所得補償、かっこ、収入減少影響緩和対策を受けるためには、加入時の積立金の支払いと、補てん金が交付される翌年6月までの運転資金の確保が大きな問題である。農業改善促進資金、かっこ、スーパーSの貸付対象を収入減少影響緩和対策の対象者も加えるなど、運転資金の融資について対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月19日、島根県邑南町議会、提出先につきましては、衆参両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、あの中山間地ではコメは、コメ政策は地域振興の役割が大きいことから総務大臣、地方創生担当大臣にも提出をするものです。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●**議長(山中康樹)** これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

●**日野原議員(日野原利郎)** 10番

●**議長(山中康樹)** 10番、日野原議員。

(議員降壇)

●**日野原議員(日野原利郎)** 発議7号に対する賛成討論を行います。今回の米価下落は真に農家にとって死活問題です。本町のような中山間地域において稲作を中心とする認定農業者や営農組織等大規模農家はもちろんのこと、先祖代々農地を守ってきた多くの小規模農家にとって大きな打撃であります。今後、どうして農地を守っていくのか、少しでも家計の収入源として頑張ってきた農家にとって、途方に暮れる状況と言えます。政府はこの日本の農業農村をいったいどのように位置づけているのか、日本の農政に疑問すら持たざるを得ません。本議会として強く政府に要望すべきと考えます。執行部におかれましても、町村会等を通じ、政府に強く申し入れを行っていただくとともに、本町においても、JAと協働のもと、農家が来年度も希望を持って営農に取り組めるよう有効な施策を講じていただくよう申し入れ賛成討論といたします。

●**議長(山中康樹)** 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(山中康樹)** はい全員賛成、全員賛成、したがって発議第7号中山間地域の農業振興のための適切なコメ政策を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、関係機関に送付をいたします。ここで休憩に入らせていただ

きます。再開は午前11時40分とさせていただきます。

—— 午前11時30分 休憩 ——

—— 午前11時40分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(山中康樹) 再開をいたします。日程第5、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付をしておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

- 議長(山中康樹) 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

- 議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成26年第5回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

—— 午前11時42分 閉会 ——